

【情報モラル・セキュリティの関連資料】

- フィルタリングソフト 「iフィルター」(日本PTA全国協議会推薦)
 - ・ Windows、iOS、Androidのすべての端末で使える、有害サイトや情報へのアクセスを防いで子どもを守るフィルタリングソフト



<https://www.daj.jp/cs/>



- リーフレット 「情報モラル教育の充実(文部科学省)」
 - ・ ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ
 - ～スマホやネットばかりになっていない？～ 2020年版(小・中学生用)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- 学習教材 「情報モラルに関する指導の充実(文部科学省)」
 - ・ 児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引、保護者向けの動画教材・スライド資料など



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm

■困ったときは、学校や警察・専門機関へ相談を！

警察 ～SNS関連のトラブルや犯罪に関わる相談～

<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田臨港警察署 代表 018-845-0141 ・ 秋田中央警察署 代表 018-835-1111 ・ 秋田東警察署 代表 018-825-5110 	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまびこ電話 018-824-1212 ・ チャイルド・セーフティ・センター 018-831-3421
--	--

専門機関 ～ネット上の違法・有害情報等に関する窓口～

- インターネット・ホットラインセンター
 - ・ インターネット上の違法情報を通報する窓口
 - ・ 警察に情報提供するとともに、サイト管理者等に送信防止措置を依頼



<http://www.internethotline.jp/>

- セーフライン
 - ・ インターネット上の違法・有害情報を通報する窓口



<https://www.safe-line.jp>

秋田市の子どもをネットトラブルから守るために

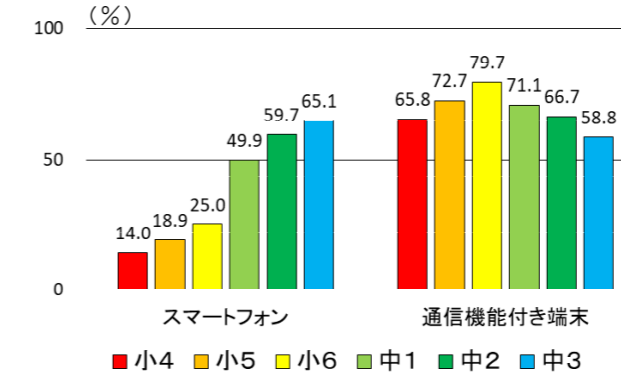
秋田市PTA連合会 秋田市校長会 秋田市教育委員会 令和二年三月発行

本リーフレットについて

近年、SNS等を介したトラブルや犯罪は大きな社会問題となっています。本市でも、子どものネットトラブルは増加傾向にあり、ネット・ゲーム依存も心配されます。こうした状況を踏まえ、秋田市PTA連合会、校長会、教育委員会では、平成26年度に三者による協議会を立ち上げ、小・中学生が守るネット利用の共通ルールを策定するとともに、ネット利用の実態や具体的な被害事案、家庭におけるルールづくりの大切さなどを掲載した本リーフレットを作成し、児童生徒を通じて全ての家庭に配布しています。

※掲載しているグラフ(値)は、令和元年10月に市立小中学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒とその保護者を対象に実施した調査によるものです。

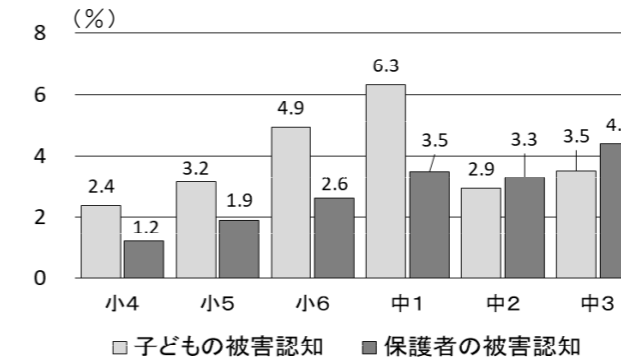
機器の所持率



秋田市の子どもの実態

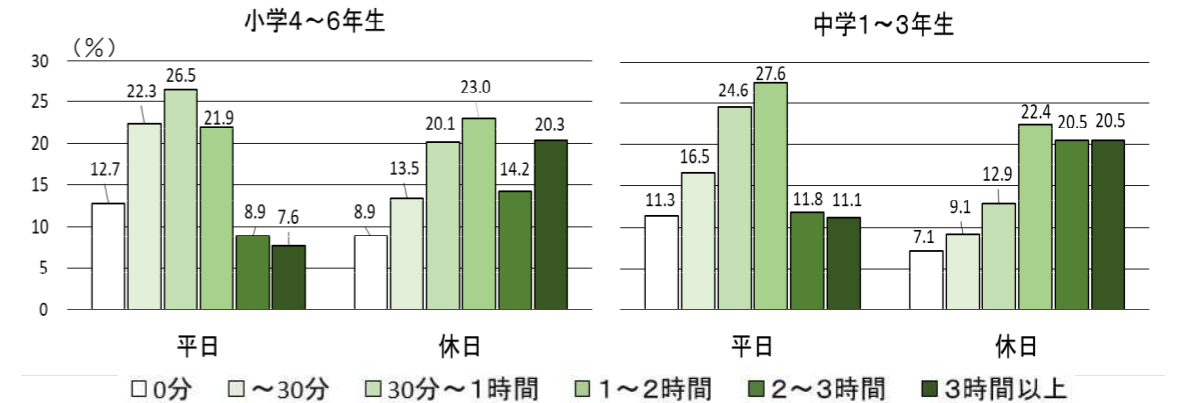
スマートフォンの所持率は、小学校から中学校への進学を機に大きく増加する傾向があります。通信機能付き端末(iPad等のタブレット端末、Walkman等の音楽機器、3DS、Nintendo Switch等)の所持率は、高い割合を示しており、子どもがいつでもネットを利用できる環境となっています。

トラブル被害の認知



小4から中1では、保護者の認知度が子どもに比べて低く、トラブルが起きても保護者に相談していないケースが多いことが考えられます。トラブルを早期に発見し、深刻化を防ぐためには、子どもが大人に相談しやすい環境をつくるのが大切です。

1日の使用時間



平日に、スマートフォンや通信機能付き端末等を2時間以上使用している小学生は16.5%、中学生は22.9%です。休日は、その2倍程度に増加しています。

睡眠時間の確保など心身の健康のために、子どもの利用実態に応じた家庭のルールを決めることが大切です。

【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律】

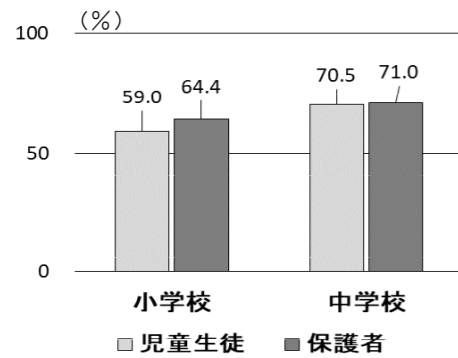
平成30年2月施行

(保護者の責務)

第六条

保護者は、インターネットにおいて、青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

スマートフォンへのフィルタリング



フィルタリングを利用しています！

子ども専用のスマートフォンを持つにあたって、「有害なサイトへのアクセスを制限するサービス(フィルタリング)を利用している」と回答した子どもと保護者の割合は、小学校で6割、中学校で7割程度にとどまっています。

フィルタリングを利用していない子どもの多くが、ネットトラブルの被害にあっています。子どもの学習などに必要なサイトやアプリがある場合には、個別に許可できるフィルタリングのカスタマイズサービスを利用しましょう。

子どもをネットトラブルから守る、第一義的責任を有するのは、子どもに通信機器を持たせている保護者です。

トラブル事案1

ゲーム機でも被害に！

インターネット接続が可能な携帯型ゲーム機をとおして、知り合った相手に自分の顔写真や住所などを送信してしまった。



性別に関係なく、個人情報や拡散されたり、恐喝や脅迫されたり、性犯罪などに巻き込まれたりする危険があります。

トラブル事案2

悪口に腹を立て...

S N SにAさんから自分の悪口を書き込まれたことに腹を立てたBさんは、S N Sの別グループ内でAさんの悪口を書いたが、他のメンバーにより、Bさんが予想しない範囲まで悪口が広まった。



S N S上の悪口は、いじめや差別など、大きな問題に発展する可能性があります。

トラブル事案3

友達に見せようと...



友達に見せようと、自分の動画をネット上に公開したが、自分だけでなく他人と一緒に映っている動画だった。

他人の顔写真などの個人情報を許可なくネット上に公開することは、法に触れる危険があります。

全市共通ルール

平成26年度から、全ての市立小・中学校を通じて子どもと保護者に伝えているルールです。

●健康を守るために

友だち(他人)とのやりとり(SNSやオンラインゲーム)は、午後9時までとします。

●楽しく利用するために

悪口は書き込みません。他の人が嫌な気持ちになる使い方はしません。

●安全に使うために

自分や他の人の個人的な情報(氏名や画像・学校名など)はネットに載せません。

本市の調査では、保護者の90%以上が「全市共通ルールは必要」と回答しています。しかし、共通ルールは万能ではありません。各家庭において、子どもの実態に合わせ、ネットの危険性について話し合いながら、親子で一緒にルールをつくっていくことが大切です。

必ず家庭のルールをつくりましょう。必ず話し合ってください。学校では、情報モラルに関する授業や、親子ネット安全教室の開催など、指導の充実に努めています。

☑ 確認したいルールづくりのポイント

- 家庭のルールを具体的に決めている。
- 家庭のルールが守れなかった時の約束を決めている。
- 子どもが相談できるような時間や雰囲気がある。
- 通信機器などの使い方やネット関連の話題について、時々話し合う機会がある。
- フィルタリング機能などについて、子どもの成長に合わせてルールを変えている。

● 親子で同じ答えになりますか？

- Q1 使用場所は？
- Q2 使う時間帯は？
- Q3 1日の使用時間は？
- Q4 主なコミュニケーション相手は？
- Q5 有料サイト利用のルールは？
- Q6 ルールを守れない時は？